テレビユーティリティーキット
TK-H59
取扱説明書/保証書

この度は本製品をお買い求め頂き誠にありがとうございます。
正しくご使用頂く為に本説明書をよくお読みのうえ、ご使用下さい。
尚、本説明書には保証書もついておりますので読み終えた後も大切に保管して下さい。

セット内容

TVアダプター・・・・・・・1
切替スイッチ ・・・・・・・1
両面テープ ・・・・・・・・2
クッションテープ ・・・・・1
取扱説明書（本書)・・・・・1

注意事項

・本製品は同乗者の方が、純正のテレビ（メーカーオプション、一部ディーラーオプション）を使用できるようにする製品です。
走行時は安定した電波受信ができない為、駐停車時に比べ画像が映りにくくなることがありますが、純正テレビの性能により異なりますので製品の故障、不具合ではありません。あらかじめ御了承下さい。
・一部車種には車輌の設定により、ヘッドライト等を点灯することで画面の明暗が変化するものがありますが、本製品の影響ではございません。
・一部車種で本製品を使用することにより、ナビゲーションの自車位置表示にズレが生じる場合がございますが、ナビゲーション表示画面の時に本製品をＯＦＦにしてＧＰＳを受信させしばらく走行することで自車位置が復帰します。戻るまでの時間はナビゲーションの性能に依存しますので、あらかじめ御了承下さい。
・一部車種で本製品の使用中は、目的地の設定を行っていても音声案内をしない場合がございます。本製品をＯＦＦにしナビゲーションの画面でご使用下さい。
・本製品の取付けには専門知識が必要ですので、販売店または整備工場などで取付けをして下さい。適合外の車種への取付けで発生した事故、故障などに関しては弊社では一切の責任を負いませんので御了承下さい。
本製品の使用、操作などにより発生した事故などの責任、保証は一切負いません。
・本製品の仕様及び、外観は改良の為、予告なく変更する事があります。ご了承下さい。

⚠危険

本製品は運転席以外の同乗者の方が走行中にテレビを見る為に開発された商品です。運転者の方は絶対に走行中にＴＶを見ないようにして下さい。本製品の取付け後必ず走行テストを行って下さい。走行テストを行う際は必ず助手席の方がテストを行って下さい。

⚠警告

運転者が走行中にモニターを注視したり、ナビゲーションの操作を行うことは、道路交通法の安全義務違反となり、処罰の対象となります。運転者の方は安全上、走行中にＴＶ、ナビゲーションの操作は行わないで下さい。罰金・減点等に関しての責任は弊社では一切負いませんので、あらかじめ御了承下さい。

⚠重要

本製品の使用中車種により距離に関する情報（平均車速、燃費情報など）に誤差が生じる場合がありますので、必要な時のみ本機能をご使用下さい。

取付方法

取付けをする前に最新適合表にて取付け位置、適合を必ずご確認下さい。

1.車両のバッテリーマイナス端子を外します。
2.ＴＶアダプターを車輛の指定の位置へ取付けします。（それぞれのハーネスをユニットとハーネスの間へ割り込ませます。）取付位置により配線を室内へ引き込む必要があります。
3.スイッチを接続し、操作のしやすい場所へ両面テープで固定します。
4.取付後、再度接続がしっかりされているか確認します。
5.バッテリーマイナス端子を接続します。
6.右側の操作方法を基に正常に作動することを確認します。
正常に動作しない場合は、取付位置、接続方法などを再度確認して下さい。
7.正常動作することを確認したらＴＶアダプターを他の部分と干渉しない位置へ両面テープ等で固定します。
8.取外しを行った内装などを逆の手順で元へ戻して下さい。
9.取付け終了後、必ず助手席に人を乗せて走行し、助手席の方が動作の確認を行って下さい。

取付概要図

※イラストはイメージであり実際の配線とは異なります。

操作方法

本製品はエンジン始動するとノーマルモードからスタートします。以下、スイッチ操作は1秒以上の間隔をあけて下さい。

1.エンジンを始動し、スイッチを1回押すと走行中にＴＶが映るようになります。テレビモードのときはスイッチ部が点灯します。

2.テレビモード時にもう一度スイッチを押すとノーマルモードへ戻ります。スイッチ部は点灯から消灯に変わります。

⚠日中明るい時、スイッチのランプが見にくくなる場合があります。

※ナビゲーションの操作をする場合はノーマルモードへ切替えて車を停車し操作を行って下さい。
※ノーマルモードに戻した時、自車位置がずれている場合がありますが、本製品の故障ではありません。 GPSを受信し、しばらく走行することで自車位置が自動的に復帰します。 復帰するまでの時間はナビゲーションの性能に依存しますのでご了承下さい。

⚠注意

運転者が走行中にモニター画面を注視する、ナビゲーションの操作をすることは道路交通法の安全運転義務違反となり、処罰の対象となります。運転者は安全上絶対に走行中にＴＶを見ないで下さい。また運転者の方は安全上絶対に走行中にナビゲーションの操作を行わないで下さい。